

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道水資源の保全に関する条例施行規則…………… (土地水対策課)	4
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (広報広聴課)	6
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	7
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	7
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	8
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者の公示 (2件) ……………	9
道監査委員公表	
○監査公表第5号……………	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (3件) ……………	11

規 則

北海道水資源の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道水資源の保全に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(水資源保全地域の指定の告示)

第2条 条例第17条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 水資源保全地域の指定の区域
- (3) 地域別指針の案（指定の解除をしようとする場合を除く。）
- (4) 縦覧場所
(使用及び収益を目的とする権利)

第3条 条例第20条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、土地に関する地上権及び賃借権とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第4条 条例第20条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の届出書の正本1通及び副本2通を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面
(届出書の記載事項)

第5条 条例第20条第1項第6号の規則で定める事項は、土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第6条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 当事者の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は土地開発公社である場合
- (2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）による和解である場合
- (3) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第5章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第6章、保険業法（平成7年法律第105号）第2編第10章第2節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章若しくは第3編第8章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- (4) 家事審判法（昭和22年法律第152号）による調停に基づく場合
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2のあっせんに基づく場合又は同法第

50条の規定による和解である場合

- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合を含む。）
- (8) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- (9) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）
- （水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の変更の届出）

第7条 条例第20条第8項の規定による変更の届出は、別記第2号様式の変更届出書の正本1通及び副本2通を提出して行うものとする。

- 2 前項の変更届出書には、第4条第2項各号に掲げる図書のうち変更した内容に係るものを添付しなければならない。
- （届出の経由）

第8条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する届出書（その添付図書を含む。）は、その届出に係る土地の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該届出に係る土地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局の長）を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで並びに別記第1号様式及び別記第2号様式の規定は、平成24年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（担当者氏名及び連絡先）

北海道水資源の保全に関する条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 契約当事者に関する事項

買主等	<input type="checkbox"/> 予定者有り	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 未定		
契 約 態 様		（ <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ））の （ <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定） ※所有権以外の権利の場合、その内容	
契約締結予定年月日		<input type="checkbox"/> 予定有り 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定	

2 土地に関する事項

登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
現在の土地利用の現況		
権利の移転又は設定後に おける主な土地利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる（ ） <input type="checkbox"/> 未定	

備考

- 1 該当項目（）にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

別記第2号様式（第7条関係）

水資源保全地域土地売買等変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(担当者氏名及び連絡先)

北海道水資源の保全に関する条例第20条第8項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> (1) 契約当事者に関する事項		
<input type="checkbox"/> 買主等		
<input type="checkbox"/> 契約態様		
<input type="checkbox"/> 契約締結年月日		
<input type="checkbox"/> (2) 土地に関する事項		
変更前		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
変更後		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	変更前	変更後

備考

- 1 変更項目 (□) にレ点を記入してください。
- 2 買主等の氏名に変更があった場合は、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 変更年月日
- 3 変更理由

告

示

北海道告示第323号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」 一式
- 2 落札を決定した日
平成24年4月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社北海道朝日広告社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西2丁目12番の1 S T V北3条ビル6階
- 4 落札金額
27,804,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成24年2月17日付け北海道告示第91号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別氏名住所
平成24. 3.30 理事 赤間 義章 河東郡音更町大通12丁目15番地

北海道告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成24. 4.23	余市川土地改良区
同	蘭越土地改良区
同	倶知安土地改良区
同	空知川上流土地改良区
同	富良野土地改良区
同	網走川土地改良区
同 24. 4.25	沼田町土地改良区

北海道告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（拓新地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成24年5月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第327号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別和泉303の42（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別富内110の1・110の2・110の12・110の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字宮津269地先から271地先まで・280地先・281地先・284地先から287地先まで・323地先・324の1地先・370の1地先（以上12筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、282地先・370の4（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、269から271まで、280から282まで、284から287まで、323、324の1、324の4から324の6まで、325、326、370の1、372

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字館野408の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路市新野175地先・176地先 (以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第328号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広尾町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第329号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡上川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第330号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 江別市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡訓子府町・紋別郡湧別町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市・常呂郡訓子府町・紋別郡湧別町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年5月8日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) A重油（A地区） | 211,000リットル |
| (2) A重油（B地区） | 187,000リットル |
| (3) A重油（C地区） | 220,000リットル |
| (4) A重油（D地区） | 353,000リットル |
| (5) A重油（E地区） | 229,000リットル |
| (6) A重油（F地区） | 252,000リットル |
| (7) A重油（G地区） | 273,000リットル |
| (8) A重油（H地区） | 246,000リットル |
| (9) A重油（I地区） | 269,000リットル |
| (10) A重油（J地区） | 261,000リットル |
| (11) A重油（K地区） | 259,000リットル |
| (12) A重油（L地区） | 311,000リットル |
| (13) A重油（M地区） | 338,000リットル |

- (14) A重油 (N地区) 273,000リットル
 (15) A重油 (O地区) 210,000リットル
- 2 落札を決定した日
 平成24年3月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(4)
 ア氏名 なかせき商事株式会社
 イ住所 稚内市中央5丁目2番31号
- (2) 1の(2)、(9)から(11)まで、(14)及び(15)
 ア氏名 北海道エナジティック株式会社
 イ住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (3) 1の(3)
 ア氏名 日東石油株式会社
 イ住所 旭川市本町2丁目
- (4) 1の(5)、(7)、(12)及び(13)
 ア氏名 サンシン油業株式会社
 イ住所 札幌市西区西町北3丁目3番1号
- (5) 1の(6)及び(8)
 ア氏名 北日本石油株式会社
 イ住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- 4 契約単価
- (1) 78.30円
 (2) 78.00円
 (3) 77.50円
 (4) 78.70円
 (5) 77.30円
 (6) 77.70円
 (7) 77.70円
 (8) 77.70円
 (9) 77.20円
 (10) 77.40円
 (11) 77.60円
 (12) 77.30円
 (13) 77.30円
 (14) 77.70円

- (15) 77.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成24年1月31日付け北海道教育庁石狩教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年5月8日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
- (1) 灯油 (A地区) 65,200リットル
 (2) 灯油 (B地区) 75,900リットル
 (3) 灯油 (C地区) 65,600リットル
 (4) 灯油 (D地区) 72,600リットル
 (5) 灯油 (E地区) 81,700リットル
 (6) 灯油 (F地区) 67,800リットル
 (7) 灯油 (G地区) 88,320リットル
 (8) 灯油 (H地区) 75,500リットル
 (9) 灯油 (I地区) 52,400リットル
 (10) 灯油 (J地区) 37,490リットル
 (11) 灯油 (K地区) 29,200リットル
 (12) 灯油 (L地区) 30,300リットル
- 2 落札を決定した日
 平成24年3月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(2)及び(7)
 ア氏名 北海道エナジティック株式会社
 イ住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (2) 1の(3)から(6)まで、及び(8)から(12)まで
 ア氏名 ミナミ石油株式会社
 イ住所 札幌市篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 80.20円
- (2) 79.80円
- (3) 80.29円
- (4) 80.29円
- (5) 80.29円
- (6) 80.29円
- (7) 79.80円
- (8) 80.79円
- (9) 80.29円
- (10) 80.29円
- (11) 80.79円
- (12) 80.79円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年2月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が実施した平成22年度に係る包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年5月8日

北海道監査委員 加藤 礼 一
 北海道監査委員 池田 隆 一
 北海道監査委員 太田 博
 北海道監査委員 飴谷 長 藏

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第205号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月8日

北海道警察本部長 園田 一 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合服上衣 1,518着

警察官（男性）用合服ズボン 2,604本

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成24年9月24日

- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

- (5) 当該調達物品の製造に必要な生地の供給を受けられること。

- (6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年5月8日から同年6月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成24年6月22日 午後1時30分 (送付による場合は、同月21日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

a Male police officer's spring/autumn clothes jackets, 1,518 pieces

b Male police officer's spring/autumn trousers, 2,604 pieces

B Bid tendering time and date: 1 : 30 P.M., June 22, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than June 21)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2239

北海道警察本部告示第206号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月8日

北海道警察本部長 園田 一 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

警察官(男性)用合ワイシャツ 4,640枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成24年9月24日

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年5月8日から同年6月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成24年6月22日 午後1時40分（送付による場合は、同月21日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

Male police officer's spring/autumn shirts, 4,640 pieces

B Bid tendering time and date : 1 : 40 P.M., June 22, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than June 21)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2239

北海道警察本部告示第207号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月8日

北海道警察本部長 園田 一 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用防寒服（Ⅱ種） 1,541着

警察官（女性）用防寒服（Ⅱ種） 171着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成24年9月24日

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。
- (6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成24年5月8日から同年6月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成24年6月22日 午後1時50分（送付による場合は、同月21日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 11 Summary
- A The nature and quantity of products to be procured :
- a Male police officer's heavy winter clothing, 1,541 pieces
- b Female police officer's heavy winter clothing, 171 pieces
- B Bid tendering time and date : 1 : 50 P.M., June 22, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than June 21)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2239